

1. 作成済みの当期データに前期の確定申告等から前期繰越金額を引き継ぐ処理手順

(注)「前期繰越金額の再複写」は、利益積立金額等は再複写できますが、**予定申告の計算基礎となる前期の確定税額等は再複写対象ではありません**。お手数ですが、**年度更新時点と最終的な確定申告時点で確定税額等が異なる場合は、予定申告のデータで前期の確定税額等を直接修正いただく必要**があります。

(1) 状況

当期が令和3年3月期の3月決算法人が、下記の状況の場合とします。(現在は④の状態)

- ①【済】前期の確定申告(令和2年3月期)が終わっていない状態で、翌課税期間の消費税処理や翌第一四半期の処理のために、当期のデータ(=翌第一四半期)を「年度更新」で作成した。
- ②【済】当年度システム(令和2年度版)が提供開始されたため、前年度システム(令和元年度版)で作成済みの翌第一四半期のデータを作成(複写)元とし、「新規DBの作成(複写)」で当年度システムに第一四半期のデータを作成(引継ぎ)した。
- ③【済】前期の確定申告が終了した。
- ④【未】上記②で作成済みの当期のデータ(=第一四半期)に、上記③の確定申告の最終的な利益積立金額等の翌期繰越金額を反映させたい。

※**予定申告の計算基礎となる前期の確定税額等は再複写で更新できないため、予定申告のデータで直接修正いただく必要**があります。

(2) 処理イメージと処理方法

① 処理イメージ

期		前期	当期
システム		前年度版 (令和元年度版)	当年度版 (令和2年度版)
事業年度		H31/4/1~R2/3/31 R2/4/1~R3/3/31	R2/4/1~R3/3/31
処理 フロー	年度更新 (元)更新元 (先)更新先	(1)①R1 四半期(翌第1四半期)の作成 (元)R1 確定申告 (先)R1 四半期(翌第1四半期)	
	新規DB (元)作成(複写)元 (先)作成(複写)先		(1)②R2 四半期(第1四半期)の作成 (元)R1 四半期(翌第1四半期) (先)R2 四半期(第1四半期)
	前繰複写 (元)再複写元 (先)再複写先		(1)④R2 前期繰越金額等の再複写 (元)R1 確定申告 (先)R2 四半期(第1四半期)
	データ処理	(1)③R1 確定申告の処理(終了)	
備考		「年度更新」時は、更新先の前年度版のシステム年度(令和元年度版)を選択します。	「新規DBの作成(複写)」時や「前期繰越金額の再複写」時は、作成(複写)先や再複写先の当年度版のシステム年度(令和2年度版)を選択します。

